

16. 国際規制物資

- ◆ ウランやトリウムを含む核燃料物質は、原子力基本法及び原子炉等規制法により、少量でも使用の許可が必要とされ、その取扱いが厳重に管理されています。
- ◆ 核物理研究センターでは、許可された国際規制物資の種類（核燃料物質の区分、供給当事国）及び数量の範囲内において核燃料物質を使用することができます。
- ◆ 核燃料物質は、「大阪大学核物理研究センター計量管理規定」に基づいて厳重に計量管理されており、無断での持ち込み、持ち出しを禁止しています。使用に当たっては、必ず計量管理責任者（イエローページ参照）にご相談下さい。
- ◆ 核物理研究センター施設内では、長期間にわたって核燃料物質を使用・保管することを認めておりません。使用後は、できるだけ速やかに払い出し或いは廃棄の手続きを済ませて下さい。
- ◆ ウラン、トリウム、プルトニウムを含む物質は、放射線障害防止法の安全規制の対象外ですが、放射性物質であることに変わりはありませんので、文部科学省が定めた「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」に従って自主的な安全対策を講じています。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/06/1279520.htm)

<一般事項>

- 国際規制物資とは、日・IAEA 保障措置協定や二国間原子力協力協定といった国際約束に基づく保障措置の適用等の規制を受ける核燃料物質や設備（原子炉等）・資材（重水等）を指します。
- 核物理研究センターにおいて使用の許可を得ている国際規制物資は、劣化ウランとトリウムです。供給当事国、数量などの詳細については、計量管理責任者にお問い合わせ下さい。

- センター内に国際規制物資を受け入れる、或いは払い出す際には、「国際規制物資移動票」、「国際規制物資搬入許可願」、「国際規制物資搬出許可願」等の書類を事前に提出し、計量管理責任者の許可を得て下さい。